

『歯周疾患簡易検査・歯周疾患健診／庄内検診センター（9/3）』

16歳～39歳の方を対象とした「若年者健診 Under40」に合わせて、
歯科医師による歯周疾患検診や歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。



2021.10.1

KOKUHO
SAKATA

国保さかた

◎発行 酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町三丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX:0234-22-6466
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp

令和2年度「国民健康保険特別会計」決算についてお知らせします



令和2年度の酒田市国民健康保険（以下「国保」）は、国保税の収入が見込みを上回ったことや、医療費の支出が見込みより少なかったことなどにより、単年度収支は約4,200万円の黒字となりました。これからも加入者の皆さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、国保財政の健全な運営を図ってまいります。

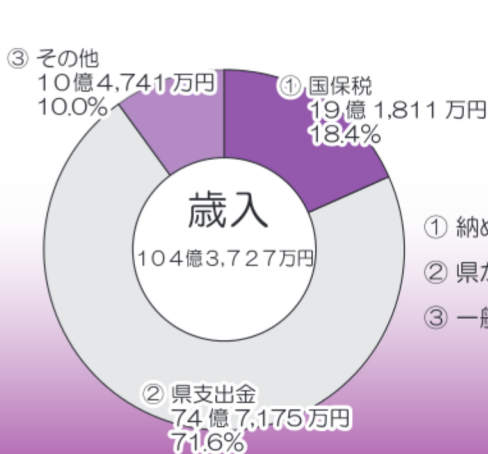
一人当たりの医療費・国保税

令和2年度の酒田市国保における一人当たりの医療費は385,825円（前年度より6,311円、1.6%の減少）、一人当たりの国保税は87,027円（前年度より9,248円、9.6%の減少）となっています。

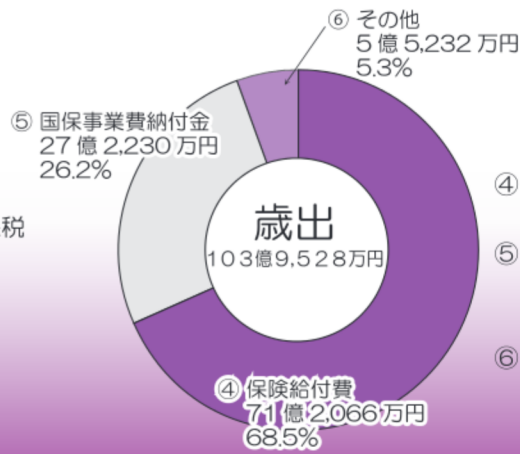
国民健康保険の加入状況

令和2年度の被保険者数は年間平均で21,665人となり、前年度より449人、2.0%減少しました。75歳到達等により、年間合計で857人が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。なお、本市の人口に占める国保の加入割合は年間平均で21.6%と、ほぼ4.5人に1人が国保に加入している状況です。

【歳入・歳出の状況】



- ① 納めていただいた国保税
- ② 県からの交付金
- ③ 一般会計繰入金など

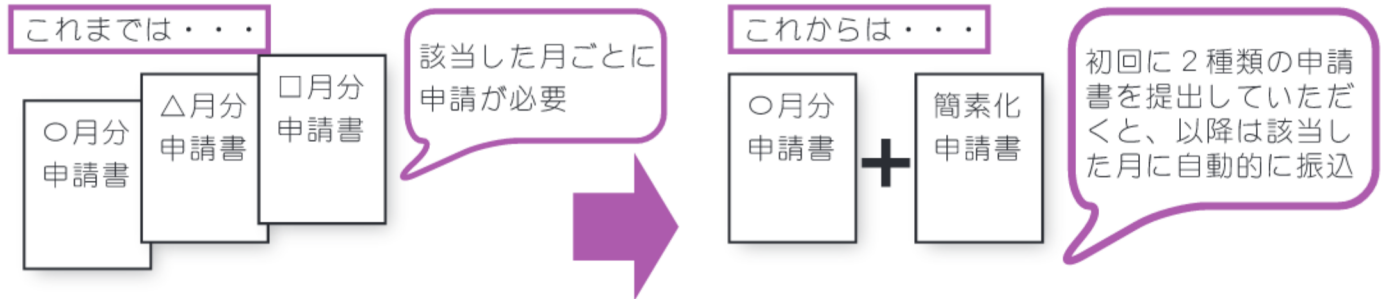


- ④ 酒田市国保が医療機関等に支払う医療費
- ⑤ 県が国民健康保険事業費に要する費用に充てる納付金
- ⑥ 保健事業費、事務費など



高額療養費の支給申請手続きが便利になります！

これまで、高額療養費の申請は月ごとに手続きする必要がありましたが、10月からは申請すれば2回目以降自動的に高額療養費が振り込まれるようになります。対象となる世帯には、申請書をお送りいたします。



※医療費の支払いがお済みでない場合は、高額療養費の申請ができませんので、ご注意ください。



医療機関の適正受診にご協力ください



国民健康保険は、もしものときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国保税を出し合って医療費をみんなで支え合う、助け合いの制度です。以下の点にご協力をお願いします。

☆救急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう

休日、夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。また、時間外診療や休日・夜間の受診は割増料金となり、自己負担も大きくなります。

☆「はしご受診」はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。「はしご受診」は医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。

☆「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」は、ご自身及びご家族の普段の健康管理をしてくれる身近な医師のことです。日頃の診察の他にも、予防や指導なども含め、健康について気軽に相談しましょう。

★夜間に受診するか迷ったときは「救急電話相談」をご利用ください。 ◆毎日午後7時～翌朝8時

- ・小児救急電話相談 (15歳未満対象) プッシュ回線 #8000 ダイヤル回線 ☎ 023-633-0299
- ・大人の救急電話相談 (15歳以上対象) プッシュ回線 #8500 ダイヤル回線 ☎ 023-633-0799

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

医療費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

- ① 負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。
→何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は国民健康保険が使えません。
- ② 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、柔道整復師に相談のうえ医師の診断を受けましょう。
- ③ 領収証を必ずもらいましょう。

※平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。